

## 第5回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会

### 議 事 要 旨

開催日時	令和5年3月29日（水）午後1時30分～午後2時00分	
開催場所	福祉交流館すてっぷ宮代 多目的室はくもくれん	
委員5名	出席	吉澤久美子委員、高橋久美子委員、富澤美津江委員、齊藤由賀里委員、近藤莉歩委員
	欠席	田村安雄委員
事務局	宮代町福祉課：小島副課長、荒川主査、桗中主任	

#### 【次第】

##### 1 開会

##### 2 議事

(1) パブリックコメントの報告について

資料1

(2) 宮代町手話言語条例（案）について

資料2

##### 3 その他

(1) 宮代町手話言語条例策定スケジュールについて

資料3

##### 4 閉会

#### 【会議資料】

- ・ ①第5回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会 次第
- ・ ②資料1 パブリックコメントの報告について
- ・ ③資料2 宮代町手話言語条例（案）
- ・ ④資料3 宮代町手話言語条例策定スケジュール

#### 【資料の確認】

（小島副課長）

開会に先立ちまして、本日の資料の確認でございますが、事前に郵送させていただきましたものはお持ちいただきましたでしょうか。お手元に無い、またはお忘れになった方がいらっしゃいましたら、お教えてください。

##### 1 開会

（小島副課長）

定刻前ですが、第5回（仮称）宮代町手話言語条例検討委員会をはじめます。

本日の司会を務めます宮代町福祉課副課長の小島です。よろしくお願いいたします。

本日は6名の委員のうち、5名の委員の御出席をいただいております。本委員会設置要綱第6条第2項に規定されております、委員の過半数が出席しておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

今回の5回目の委員会をもちまして条例案を確定させるという作業になります。最後のご審議をよろしくお願いします。

ここからの進行につきましては、委員長にお願いいたします。吉澤委員長、よろしくお願いいたします。

## 2 議事

(吉澤委員長)

こんにちは。今日で最後になります。それでは次第に基づきまして進行をさせていただきます。次第2議事でございます。本日の議題は、お手元の次第にございますとおり、2つでございます。

議事(1) パブリックコメントの報告について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

パブリックコメントの報告について、ご説明します。資料1をご覧ください。「宮代町手話言語条例(案)」の策定にあたり、令和5年2月20日から3月13日まで、パブリックコメントを実施し意見を求めましたところ、期間中に意見等の提出はありませんでした。議事1については以上です。

(吉澤委員長)

ありがとうございます。パブリックコメント令和5年2月20日から3月13日までということで、福祉課(役場1階7番窓口)、図書館、進修館(ボランティア室)、郷土資料館、ぐるる宮代、役場1階情報公開コーナー、町公式ホームページなどでお知らせをしておりましたが、特にコメントはなかったとのことですが、皆様より質疑やご意見がありましたら、挙手のうえ、お願いします。

(齊藤委員)

パブリックコメントとは一般的に意見はでないものなののでしょうか。

(事務局)

案件によっては意見が多数寄せられるものもあります。今回の宮代町手話言語条例(案)について意見はありませんでした。

(吉澤委員長)

閲覧されているかもわからないところがございます。閲覧された上でコメントが無かったということならばよいのですが。そこはわからないうところがございます。他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして議事(2) 宮代町手話言語条例(案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

手話言語条例(案)について、ご説明します。資料2をご覧ください。さきほどパブリックコメントの報告をしましたが、意見などはありませんでしたので、パブリックコメントによる条例案の修正はありません。第4回検討委員会で委員の皆様からいただいた意見を基に修正をしたものが本日の資料となっております。以上です。

(吉澤委員長)

ありがとうございます。ただいま、事務局より宮代町手話言語条例の案について説明がありました。こちらの内容について、質疑やご意見がありましたら、挙手のうえ、お願いします。

(富澤委員)

少し戻りますが、パブリックコメントの前にスケジュールの中で、自治体経営会議報告と議員全員協議会という項目の記載がありますが、こちらの2つにつきまして、どのようなことを行ったのか、どのような検討がされたのか伺いたいのですが。

(吉澤委員長)

資料3のスケジュールですね。遡りますと、私たちが行った第4回(仮称)宮代町手話言語条例検討委員会のあとですね。自治体経営会議報告と議員全員協議会がありますが、そこらはどのような経過を辿ったのかということをお教えしてほしいということです。事務局お願いいたします。

(事務局)

パブリックコメントを実施する前に町の自治体経営会議に報告をしました。自治体経営会議は行政の中の会議になります。町の課長級の職員による会議になります。

2月9日に議員全員協議会がありますが、こちらでは議会の議員にパブリックコメントを実施する前に宮代町手話言語条例の素案の内容を報告しました。

(小島副課長)

補足です。議員全員協議会では、素案の内容を説明したのと、今後のスケジュールについて議会にはかる兼ね合いがあるので、このような趣旨で作成しているという報告をしました。資料3にいけますが、9月議会に出します。その時にはご審議をお願いしますと報告したところです。以上です。

(吉澤委員長)

条例案について質問ありますでしょうか。私が見た限りでは、皆さんに前回会議で出していたものが全て漏れなく修正、加筆されていたとお見受けしましたが、どうでしょうか。特にご意見ございませんでしょうか。協議は以上となりますがよろしいでしょうか。

(富澤委員)

確認なのですが、前回の時に、前文と目的の間に間を開けられませんかとお話しがあったと思います。会議録でも確認しました。第6条について最初の頃にも提案しましたが、第6条が途中から裏面となるので最初から第6条を裏面にした方が見やすいのではないかと思います。他の市町村のものを見ると途中から変わるというものはなかったもので、そのようにした方がよいかと思います。条例の正式なものはこちらで、町民にお知らせする際には見やすくできるということだったと思いますが、そのような解釈でよろしいでしょうか。

(事務局)

議会に出す条例は空白の行を設けることはしないので、本日配布の資料の形となります。富澤委員がおっしゃったように、住民に周知するための資料やリーフレットに条例案を載せる場合には読みやすいように載せるようにしていきます。

(吉澤委員長)

よろしいでしょうか。どうしても形式的なものなので、条例としては行の切り替え等はすっきりとはいきませんが、広報等でのお知らせの際には町民の方がわかりやすいように変更できるとのことなので、そのような形で進めて行っていただければと思います。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見が出尽くしたようでございます。5回に渡る検討委員会で委員の皆様からたくさんのご意見をいただきました。これをもって宮代町手話言語条例の最終案とします。

本日予定しておりました議事をすべて終了いたしました。短い期間でしたが、皆様によく隅々まで案をご覧いただき、細かいところまで配慮いただいたご意見をいただけたと思います。とてもわかりやすくコンパクトで、かつ大事な要素が詰まっている条例案ができたのではないかと思います。短い期間でしたが、今回5回の検討会にご参加していただいて、皆様からのご意見や今後に込める期待について一言ずつコメントをいただきたいと議事を終わらせたいと思います。齊藤委員からよろしいでしょうか。

(齊藤委員)

はじめは何を考えればいいのかと悩んでおりましたが、やり出すと楽しいし、そこには大事なことがたくさんあって、教えられることがたくさんありました。ありがとうございます。この先がどうなっていくのか楽しみです。

(吉澤委員長)

ありがとうございます。富澤委員お願いします。

(富澤委員)

宮代町で言語条例の検討委員会が進められていく会議から始まって、今後採決されることについてびっくりしています。協力していただいたことで、手話に関わるものとして嬉しく思います。色々条例の制定に向けて大きなステップアップなので、期待も大きくて、条例ができるような社会の宮代町に変わっていくのはいいと思います。3年前に田村さんが入門講座を担当されていて、その方たちが3年間でレベルアップされ、その後も手話に関心を持って続けられる方も何人かいます。手話体験から見学したいという方もいて手話に興味を持ってくださる方が増えている時です。言語ということに関しては、使わないと消えて行ってしまうものなので、日本語の音声だけではなく、もう一つの言語を多くの方が身につけることによりコミュニケーションが豊かになると思います。聴こえない方だけの世界だけではなく、意思疎通が苦手な方や身体的な障害からも音声が出ない方もいるので、その方達とのコミュニケーションの補足ができることを通して、社会的な繋がりが宮代町の中で広がり、繋がっていくのではないかなと感じています。今後もよろしくお願いします。

(吉澤委員)

ありがとうございます。手話を必要とする方だけではなくても、コミュニケーションツールのきっかけになりますし、手話を通して人と人が繋がる事が出来ていくのかということを考えてワクワクしますね。高橋委員お願いします。

(高橋委員)

何もわからないところから参加させていただいた中で、意見がたくさん出て熱量を感じ、

それに引っ張っていただき参加させていただくことができたと思います。この条例を策定することで、手話を必要とする方のコミュニケーションがより良くなり、暮らしやすくなるのが楽しみです。今でも宮代町は福祉の部は恵まれているとは思いますが、これをステップとして視覚障がい者、歩行困難な方など、色々な障がいの方が、今よりも楽しく充実できるような町になっていくのかなと感じました。ありがとうございました。

(吉澤委員長)

ありがとうございます。これまで私にとって手話は身近なものではなかったのですが、手話を身近なものに感じ、他の障がいの方たちにも広がっていくことが期待できると思いました。近藤委員お願いします。

(近藤委員)

条例や例規を読む側はありましたが、なかなか作る側になることは無かったので、皆さんとお話する中で、一字一句こだわって、表現方法で捉え方など具体的に詰めていったことは良い勉強になりました。富澤委員よりお話がありましておとり、手話に興味を持っている方が増えているという実感はあります。社会福祉協議会にも問い合わせ増えてきています。ぜひこの波に乗れたらいいなと思います。吉澤委員長がおっしゃっていたように、条例を制定してこれからはやっとスタートラインに立ったところなので、来年度以降広がっていくことに期待したいと思います。ありがとうございました。

(吉澤委員長)

ありがとうございます。皆さんと検討した中で、施策が大事で柔軟に作れるよう、また進捗を管理できるよう条例の中に織り込めていますので、これからは本番だと、楽しみだと思えます。特に吸収力が柔軟な子供たちや若い世代の方を中心に盛り上げていただいて、手話を当たり前使える社会になったらなと思います。ありがとうございました。今日は田村委員がいらっしゃらないのがとても残念でしたね。田村委員のコメントをいただきたいところでしたね。

(富澤委員)

田村委員より欠席になってしまって申し訳ないと聞いています。第4回までの田村委員の感じたことの貴重な意見のおかげで色々な具体的な見直しができたと、田村委員には4回出席していただいたので助かりましたと伝えました。

(吉澤委員長)

ありがとうございます。当事者の方の声は貴重ですし、気づかなかった小さなこと、活字の意味の難しさというものを伝えていただいて、勉強になりましたし、皆さんと1つ1つ確認できたのもとてもよかったです。

本日予定しておりました議事につきまして、全て終了いたしましたので、進行を司会と交代させていただきます。皆さんご協力ありがとうございました。

### 3 その他

(小島副課長)

ありがとうございました。それでは、次第3 その他でございます。「その他」といたしまして、事務局から連絡事項がございます。

(事務局)

その他(1) 宮代町手話言語条例策定スケジュールについてご説明します。資料3をご覧ください。今日までに経過は資料に記載のとおりです。今後のスケジュールについては、令和5年4月から6月に条例案の最終的な調整、令和5年7月に法規審査会へ資料提出の予定です。そして令和5年9月議会に条例案提出となります。第1回検討委員会では6月議会に条例案提出と説明しましたが、パブリックコメントの実施時期を1月から3月に変更したため、第5回の検討委員会の日程も2月から3月に変更となったため、9月議会に条例案提出となります。

条例制定後に手話に関する推進方針を策定します。推進方針を策定にあたりましては、手話を必要とする方や関係者の皆さんと協議の場を持ちます。どのような方法で検討するかについては、条例制定前までに検討を行っていきます。スケジュールについての説明は以上となります。

#### 4 閉会

(小島副課長)

その他連絡事項として事務局よりご説明させていただきましたところでございますが、そちらの件や、またその他こちらの条例等に関しましてご意見、ご質問等あればということですので。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

(富澤委員)

9月議会で最終的に議決されると思いますが、以前、手話言語法の意見書を議会で扱っていただいたときに聴こえない方と一緒に手話通訳の方をつけていただいて傍聴しました。9月の最終的な採決の際に、その関係する部分を傍聴する際に手話通訳が入ったということは覚えています。聴こえない方がいる場合はそのように対応していただけるのでしょうか。それは傍聴者側が、聴こえない方がいるので手話通訳者をつけてほしいと福祉課に言うのでしょうか。

(小島副課長)

そちらにつきましては、最終的に福祉課が決めるところではございませんが、今回は内容が内容なので、手話通訳者をつけるように福祉課にて調整いたします。調整の結果、つくかどうかは福祉課だけでは決められませんということだけをご理解いただきたいと思います。おそらくつく方向とはなると思います。議会との調整となりますが、議員も条例について気にしていたので調整はつくとは考えております。

その他ございますでしょうか。言いたいことはございますでしょうか。これで全てが終わりではないということは先ほどから吉澤委員長よりお話が出ていたと思います。ここからがスタートなのでその都度お話をいただいて、色々協議していければと考えております。今後ともよろしく願いいたします。

以上をもちまして、第5回(仮称)宮代町手話言語条例検討委員会を終了させていただきます。色々ありがとうございました。